

○けん引の許可

(第 59 条第 2 項)
改正 令和 6 年 3 月 1 日

審査基準

令和 6 年 3 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 59 条第 2 項
処分の概要	けん引の許可
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 59 条第 3 項(自動車のけん引制限) 道路交通法施行規則第 8 条の 5(けん引の許可証の様式等)
審査基準	別紙参照
標準処理期間	7 日
申請先	当該車両の出発地を管轄する警察署の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課を含む。) 又は交通部交通規制課企画係

別紙

[別紙参照]